

# 質問回答書

契約番号 —

件名 横浜市立特別支援学校福祉車両等運行業務委託

(中村特別支援学校/医療的ケア対応 A コース)

質問	回答
<p>登校便/履行予定月 4 月～3 月/30 分/数量 344 回とあるが、年間登校回数の 2 倍量を想定されているということは、登校 1 回あたりの実績時間（拘束時間）が常態的に 2 時間を要するという理解で良いか？想定児童の居住地が地図検索でわずか 22 分と記載あるにも関わらず。</p>	<p>本委託は保護者が同乗する予定の案件です。保護者が同乗する場合、登校後に保護者をご自宅に送り届ける必要があります、ご自宅と学校の往復で基本は 1 時間を要すると想定しています。</p> <p>ご質問の「4 月～3 月/30 分/数量 344 回」は、乗車中のケア実施や渋滞等により実績時間が 1 時間を超えた場合に、30 分単位で集計してお支払いすることを想定とした数量です。</p>
<p>一台に乗車する児童生徒数 1~2 名程度とあるが、想定児童生徒に関する居住地、要する医ケアについての詳細情報が 1 名分しかない。他の想定児童生徒に関する詳細情報はいかなるものか？「1~2 名程度」ということは、児童 3 名が車いす等で同時に乗車することもあるのか？居住地域によって運行ルートが変更となる場合があると第 3 項に記載あり、乗車人数 1 名と 3 名では、エリアによって大幅に車両運行コストと要する時間（実績時間）に乖離が生じること容易に想定されるが、入札（見積）額を決定する際の単価設定の根拠やロジックは何を基に決定すれば良いのか？また、複数の児童が乗車する場合、医療的ケアを実施する者に加え保護者が同乗するなど、児童 1 名に対し 1 名を超えることはあるか？車両一台あたり、児童 2 名/車いすの他に最大何名の乗車を想定すればよいのか？運行ルートについても同様、乗車人数によって最大運行距離、要する最大時間（実績時間）はどの程度想定すればよいのか？</p>	<p>現時点での想定児童生徒は別紙に記載している 1 名です。ただし、今後の状況によっては他の児童生徒も乗車対象とする可能性があります。</p> <p>入札価格の単価については、乗車人数は 1～2 名程度、乗車時間は設計書の数量を目安に算出してください。</p> <p>なお、対象児童生徒の変更や追加により実績時間が 1 時間を超えた場合には、30 分単位で支払います。</p> <p>医療的ケアを実施する者が保護者以外の場合（看護師）、運行開始当初は保護者から看護師への引き継ぎが必要のため、児童 1 名に対し 2 名乗車します。引き継ぎ終了後は、児童 1 名に対し 1 名です。</p>

<p>「医療的ケアを実施する者」とは保護者ではないのか？本委託は看護師同乗を前提とした運行業務委託ではないが、記載の保護者以外の「医療的ケアを実施する者」の定義は何か？どのようなケースを想定しているのか？医療者の指導を受けた保護者以外の「医療的ケアを実施する者」とは看護師等の医療者ではないのか？保護者の依頼、委託、指名を受けた者は、誰でも「医療的ケアを実施する者」となり得るのか？弊社従業員である第三号研修修了者が所定の喀痰吸引等業務の登録申請を保護者の了承を経て終われば、保護者同乗は必ずしも必須としないという仕様の理解で良いのか？</p>	<p>現時点で「医療的ケアを実施する者」は、別紙記載のとおり保護者を想定しています。</p> <p>今後、学校看護師等の看護師が同乗することになった場合は、当該者が「医療的ケアを実施する者」になります。</p>
<p>学校で待機しない保護者が、何らかの事情や所用等により自宅までの送り届けを不要とした場合は、その意向や指示に従い送り届けを行わなくて良いのか？また、自宅以外への送迎（運行ルートを経路上）を求められた場合の対応可否は？同様に、医療的ケアを実施する者より求められた際、乗降ポイントまでの経路上であった場合の対応可否は？</p>	<p>本委託の目的は児童生徒の通学支援のため、保護者が同乗する場合の乗車・降車場所は自宅と限定しています。保護者の用事のための場所への送り届けは行いません。</p> <p>横浜市が別途学校看護師等の同乗する看護師を確保した場合、その乗車・降車場所は、対象児童生徒の最寄り駅や看護師事業所の最寄り駅等、合理的、経済的な観点から、関係者間で調整し決定します。</p>
<p>過去年度において本委託業務の入札に参加した事業者が、落札したにもかかわらず当初の想定児童生徒の保護者からの申し出により、何らかの事由で対象生徒および運行ルートが当初想定と変更になり異なる契約となったと聞いた。このような場合において、想定コストを大幅に下回る場合や上振れる場合の調整（返金や減額、追徴や増額）などはあるのか？また、このように当初想定と相違する対象生徒との契約となった場合の建付けは随意契約という理解で良いか？</p>	<p>本委託の1回あたりの運行時間は1時間を基本としています。実績時間が1時間を下回った場合も1時間分は支払います。</p> <p>1時間を超えた場合は30分単位で支払います。実績時間に応じて支払いますので、対象者が変更になった場合においても設計図書以外の追加支払い等はありません。</p> <p>本委託の設計図書は、現時点の想定児童生徒にあわせて、対象児童生徒の変更の可能性についても提示しています。この設計図書の内容で受託可能な場合に、入札参加申込をしていただき、基準を満たす事業者による入札を実施し、落札者と契約します。</p>